



令和 7 年 11 月 28 日  
内閣府政策統括官(防災担当)

## 災害対策基本法に基づく被災者援護協力団体の登録について

被災地への支援実績を有する NPO・ボランティア団体等が、発災直後から被災者支援の担い手としてその能力を発揮できるよう、令和 7 年の災害対策基本法の改正により、避難所の運営支援、炊き出し等の被災者援護に協力する NPO・ボランティア団体等を国が「被災者援護協力団体」として登録する制度を創設しました。

内閣府では、被災者援護協力団体の申請のあった 4 団体を新たに登録することとしました。これにより、登録団体の数は合計 10 団体となりました。引き続き、申請いただいている団体も審査を行い、登録を進めてまいります。

今後、登録された団体の活動実績等の情報につきましては自治体等と共有することなどを通じて、平時から登録団体と地方公共団体等との間の「顔の見える」関係づくりを目指します。

詳細は別添のとおりです。

問合せ先：内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（普及・防災教育・NPO ボランティア連携担当）付  
参事官補佐 澤 邦之、井口 歩実  
TEL：03-5797-7924  
E-mail：[kuniyuki.sawa.t9c@cao.go.jp](mailto:kuniyuki.sawa.t9c@cao.go.jp)